

平成 28 年第 3 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 28 年 9 月 7 日（水）  
招集の場所 玉城町議会本会議場  
開 議 平成 28 年 9 月 15 日（木）（午前 9 時 00 分）  
出席議員 1 番 中村 長男 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅  
4 番 中西 友子 5 番 前川さおり 6 番 小林 豊  
7 番 井上 容子 8 番 北川 雅紀 9 番 北 守  
10 番 坪井 信義 11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚  
13 番 奥川 直人

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
会計管理者	前田 浩三	総合戦略課長	林 裕紀	総務課長	田間 宏紀
税務住民課長	北岡 明	生活福祉課長	中村 元紀	産業振興課長	中世古憲司
建設課長	東 博明	教育事務局長	中西 元	上下水道課長	中西 豊
病院老健事務局長	田村 優	老健施設所長	藤川 健	総務課長補佐	里中 和樹
監査委員	中村 功	教育委員長	小林 扶由		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中 孝佳吉

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 3 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 4 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 5 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 6 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 7 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 8 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）

第 9	議案第59号	平成27年度玉城町病院事業会計決算の認定について（討論・採決）
第10	議案第60号	平成27年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（討論・採決）
第11	議案第61号	平成27年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について（討論・採決）
第12	議案第62号	平成27年度玉城町下水道事業会計決算の認定について（討論・採決）
第13	議案第63号	玉城町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について（討論・採決）
第14	議案第64号	伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議について（討論・採決）
第15	議案第65号	伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について（討論・採決）
第16	議案第66号	伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について（討論・採決）
第17	議案第67号	平成28年度玉城町一般会計補正予算（第2号）（討論・採決）
第18	議案第68号	平成28年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
第19	議案第69号	平成28年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
第20	議案第70号	平成28年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
第21	議案第71号	平成28年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
第22	議案第72号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて（追加議案）
第23	選挙第1号	選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について（追加議案）
第24	請願第1号	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願（追加議案）
第25	請願第2号	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願（追加議案）
第26	請願第3号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願（追加議案）
第27	請願第4号	防災対策の充実を求める請願（追加議案）
第28	発議第4号	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について（追加議案）
第29	発議第5号	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について（追加議案）
第30	発議第6号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について（追加議案）

- 第31 発議第 7号 防災対策の充実を求める意見書の提出について（追加議案）  
第32 発議第 8号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）

## 開議の宣告

○議長（中瀬 信之）只今の出席議員数は、13名で定足数に達しております。

よって、平成28年第3回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

## 会議録署名議員の指名

○議長（中瀬 信之）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において

7番 井上 容子 君                      8番 北川 雅紀 君

の2名を指名します。

## 議案の討論・採決

○議長（中瀬 信之）次に、日程第2 議案第52号 平成27年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし、日程第12 議案第62号 平成27年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題にします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会 委員長 山口和宏君

○予算決算常任委員会 委員長（山口 和宏）議長から 予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第52号 平成27年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について以下11件の議案審査を9月12日、午前9時25分から、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席と議長同席のもと12名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし議案につきまして審査結果の報告をします。

議案第52号 平成27年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり認定されました。

次に、議案第53号 平成27年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 54 号 平成 27 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 55 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 56 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 57 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 58 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 59 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 60 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 61 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 62 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（中瀬 信之）以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略します。

○議長(中瀬 信之) これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第52号 平成27年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第52号 平成27年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第52号 平成27年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第53号 平成27年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第53号 平成27年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第53号 平成27年度 玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 54 号 平成 27 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 54 号 平成 27 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 54 号 平成 27 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 55 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 55 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 55 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 56 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第56号 平成27年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第56号 平成27年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第57号 平成27年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第57号 平成27年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第57号 平成27年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第58号 平成27年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第58号 平成27年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 58 号 平成 27 年度 玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 59 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 59 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 59 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 60 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 60 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 60 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 61 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につ



いて、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 61 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 61 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 62 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 62 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

よって 議案第 62 号 平成 27 年度 玉城町下水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第 13 議案第 63 号 玉城町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題にします。

只今、議題となりました議案につきましては、教育民生常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会 委員長 奥川直人君

○教育民生常任委員会委員長(奥川 直人) 議長から、教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま、議題となっております議案の審査結果をご報告します。

去る 9 月 9 日の本会議において本委員会に付託されました、議案第 63 号 玉城町高

額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について、1件の議案の審査を9月12日、午前9時10分から、第1委員会室において、町長、副町長および教育長また関係職員の出席のもと、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、議案につきまして、審査結果の報告をします。

まず、議案第63号 玉城町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について、担当課長から「現在、高額療養費貸付基金の利用実績はなく、また、これから、限度額認定証を提示いただくことによって、それぞれの所得に応じた、毎月の自己限度負担額を支払いいただくことで、負担額以上の高額分については支払う必要がなくなりますので、今後も高額療養費貸付基金の利用はないと見込み、条例の廃止を提案しました。」との追加説明がありました。

委員より「住民の方にとっては今までより得となるのか」との質問がございました。町より「住民の方の負担としては、高額療養費の貸付手続きより、限度額認定証の発行手続きのほうが簡単です。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で「原案のとおり可決」されました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（中瀬 信之）以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第63号 玉城町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について、採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第63号 玉城町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 14 議案第 64 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議について、ないし日程第 16 議案第 66 号 伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを一括議題にします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 北川雅紀 君

○総務産業常任委員会委員長（北川 雅紀）議長から、総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま、議題となっております各議案の審査結果をご報告します。去る 9 月 9 日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第 64 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議について、以下 3 件の審査を、9 月 12 日、午前 9 時 00 分から第 1 委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと、7 名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして、審査結果の報告をします。

まず、議案第 64 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号 伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、3 件、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（中瀬 信之）以上で 総務産業常任委員会委員長の報告は、終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 64 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 64 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議について、採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 64 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 65 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

これで、討論を終わります。

したがって、議案第 65 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号 伊勢地域農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終ります。

これから、議案第 66 号 伊勢地域農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について、採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 66 号 伊勢地域農業共済事務組合同規約の変更に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（中瀬 信之）次に、日程第17 議案第67号 平成28年度玉城町一般会計補正予算（第2号）ないし、日程第21 議案第71号 平成28年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 山口和宏君

○予算決算常任委員会委員長（山口 和宏）議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第67号 平成28年度玉城町一般会計補正予算（第2号）について 以下5件の議案審査を、9月12日、平成27年度会計決算の認定についての審議に引き続き、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに、関係職員の出席と議長同席のもと、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、議案につきまして審査結果の報告をします。

まず、議案第67号 平成28年度玉城町一般会計補正予算（第2号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成28年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成28年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成28年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（中瀬 信之）以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第 67 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 67 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 67 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 68 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 68 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 69 号 平成 28 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第 69 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 70 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第 70 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 71 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 71 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9 時 37 分）

〔追加議案を配布する。〕

（午前 9 時 39 分）

○議長（中瀬 信之）再開します。

これから、追加議案の審議を行います。

次の議案は人事案件ですので、教育長は退席をお願いします。

（山口典郎教育長 退席）

日程第 22 議案第 72 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本町教育委員会教育長の山口典郎（やまぐちのりお）氏は、本年 10 月 9 日をもって任期満了となりますが、人格、識見ともに適任と考え、引き続き教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明は終わりました。

これから、提案者に対し、質疑を行います。

発言を許します。13 番 奥川直人君

○13 番（奥川 直人）ただ今、町長から、任命のお話があったわけでありまして。玉城町の今後の教育行政において、重要な教育長を任命するということでありまして。本日提案され、本日結論を出すのは非常に難しいと私は思うのですが、今まで 8 年間、お勤めいただいた山口氏をあと 3 年間継続して任命したいということでありまして。今回、玉城町



教育長の任命に際しては、町長は幅広く町内もとより町外含め、人材を検討されたのかどうか。

それと、最終的にご決断をされた理由はなにか。また、今後3年間、玉城町の教育長としてお勤めいただくわけですが、どのようなことをこの山口氏に期待されるのか。これをお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之）町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）奥川議員からのご質問に対してお答えを申し上げます。まずは、玉城町がいつもお話をさせていただいていますように、伝統として教育重視でこの町づくりに取り組んできましたから、引き続いて私どももこの教育重視の施策を進めさせていただいて、議会はじめ町民のみな様方のご理解をいただけると大変ありがたいと思っています。特に最近では保育所、あるいは小中連携の一体とした取組みというものも重要になってきておりますし、小児化、あるいは高齢化の社会の中で非常に従前と違った社会環境があるということも認識をいたしながら、いろいろ私といたしまして人選をしてきたわけでありまして、従来からもそうでありまして、そんな中で特に山口典郎氏は、学校教育現場からそして前の南勢志摩教育事務所の管理主事、指導主事という立場で現場で教員の指導的役割も果たしてこられた。更に三重県の教育委員会事務局として、管理職として、仕事をこなしてきたというところで三重県といたしましてのいろいろな県下全般の市町のことについても精通されておられる。こういうことでございます。更に伝統的な玉城町の教育、特に基礎学力を高めていくための子ども達の一つひとつの取組み、大変重要でありますから、三重県の先駆けで土曜授業の再開を玉城町からスタートして、今日、三重県全体の小中学校で土曜授業が再開をされておることでもあります。また、英語コミュニケーション、或るは理科実験の取組みも、全国発の取組みが4月からスタートするというところでございます。そんな中で、大変今後も、このことが町にとっても、重要だというふうに認識しておりまして、特に現場経験、教育行政への経験のある前教育長の選任をお願いしたいという考え方で提案をさせていただいたわけでございます。

○議長（中瀬 信之）13番 奥川直人君

○13番（奥川 直人）質問させてもらったんは、これは質問にはいるのかはいらぬのか3回ということですが、ちょっと答弁が不十分なんで、町内もとより町外も含めて、そういったことを検討されたのか、ということをお聞きしたので、その答弁がない、どのような経緯で、どのようなご努力をして、ここに至ったのか。それともう1点は、今後どういうことを期待していくのか。というふうな答弁をまだ、いただけていないので、そこをお願いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之）町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）やはり、町内、町外の人選というお考えのまず1点は、やはり玉城町の教育現場を精通してくれているということではないかとはいかなあそこな

ふうに思っています。私自身も職員として採用いただいてから、8年間、教育委員会の事務局に職務をいただいておりますから、そういうふうなことや今日までの教育行政をずっと私も様子を見ているわけです。やはり玉城の4つの小学校、1つの中学校の中身を精通した方でないと、なかなかこれはいかんということが第1点ですね。それからこれからのことをございますけども、これからは以前と違って、核家族化、小子化がどんどん進んできますから、よりこの保育所、或いは小学校、中学校、そういうところでの連携した形での例えば具体的には玉城町にあります福祉会館での地域包括がやっていますマンツーマンで子どもの悩みにお答えするセッションがあります。今最近の流行言葉ではネウボラとっております。そういうところで、特にお母さん方が、お子さんを生まれて育てて、そして子育ての悩み、或いはお子さんがずっと成長されて、お年寄りになられるまで、一体として関わっていきこうとそういう時代になってきとると。全国の取り組みを日本の看護学会で近く、玉城町のネウボラの計画を発表していただくことになっておりますけども、そういうことで、より小学校、中学校、更に加えて保育所、或いは乳幼児、そして、町の特に女性の方々とのネットワーク、そういうふうなものが重要になってきておりますから、そのことも、絶えず、それぞれ関係するところのみなさん方が連携をしていく、そういうことで玉城で子育てがしやすい、玉城で住みやすい、そして子ども達がきちっと保護されて、認められて、愛されて育っていく、そういうふうな教育環境にひとつひとつこれからも充実をしてほしいと、そういう考えを持っていますから、そのことをこれからも教育行政の中で特として取組んで欲しいという考え方でございます。

○議長（中瀬 信之）13番 奥川直人君

○13番（奥川 直人）町長のお考え、町内で人選をしたいということにつきましては、結構かこのように思います。今後期待したいということにつきましては、保育所または小学校、中学校と言う形で連携した教育ということ対して力点をいただけるような人材だということでありまして、このことについては、今から3年程、4年程前ですか、中学校でいろいろ問題があったときに、私が教育長にそういうことが大事だと、このように申したことが記憶によみがえってまいりました。そういったことを今回、保育所から小学校、中学校というふうな教育のプロセスをきっちり連携をとってもらって、やっていただくというようなことになろうかと思えます。

次、2回目の質問いきます。私たち議員は2度程、現教育長の批判の投書が議員に届いたわけでありまして。このことは、町長もご存知のはずだと、このように思っています。今回、再度この投書を読み直してみました。まあ、私だけかもしれませんが、書かれておることが、理解できる場所もあるということで、私はそのように感じていうわけでありまして。要するに火のないところに煙はたたないであり、事実は十分理解できませんけれども、このような現教育長に対する投書が書かれるようなことでは、重要な教育行政のトップとして、本当にふさわしいのだろうかこのように今思ったわけであり

まして、その辺について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之）町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）大きな意味での考え方というのは人間は誰でも、長所短所をもつて  
るわけでありまして。やはり、今の現場の先生方、大変熱心ですけど、時としていろいろな  
子どもさんが見えますから、真剣に子どもたちと向き合うあまりにやはりきびしいこと  
も、言わなきゃならん子どももおります。いろんなところで、行き違いがあったりする  
ことは往々にしてあるわけでありまして、私どもも、ずっと就任をしていただいで  
いる中でいろんな問題があれば逐一、特にプライバシー以外は議員のみな様方と公開の  
中で議論をして、そしてよりよい方向に進めていくという考え方をもっておりますから、  
特に現場で起こったことは現場の責任者として、真剣に解決をしていくという姿勢は私  
も逐一見ておりますし、そういうところで大変熱心に一つひとつの取組みが進められて  
きたとこんなふうに私どもは認識をしております。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。3番 竹内正毅君

○3番（竹内 正毅）わたしは今の教育長の言動を見ておりますと、非常にまじめである、  
熱心であるということは感じております。ただ、今回の定例会の中でも、議員が質問し  
たことに対して、不満を漏らす、こういことはあつてはならんと私は思っておりますけ  
ども、なぜかと言いますと、短気に怒ると、誰でも短気はあるんですけども、私も短気  
あります。だけど、こういう話合いの中というんですか、質疑の中で答弁していただ  
くときには、やっぱり、理解をもって話をしていただきたいとそういうふうに思ってい  
ますが、今の教育長に対しては、ちょっとイマイチやなあという感じをしております  
ので、そこら辺は町長どう思いますか。

○議長（中瀬 信之）町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）一般質問やいろいろなやり取りの中で当然のことながら、冷静にお答  
えをさせていただくことを基本にしながら、意思疎通を図ってよい方向に向けていく  
ということが基本である。しかしそれぞれ議員のみなさん方のその場その場でのご質問も  
或いはまた、こちらの答弁の仕方も反省するときは反省しながら、臨んでいくことは必  
要かなとこんなふうに思ってます。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。7番 井上容子君

○7番（井上 容子）現在の教育長は、とても力のある実力のある方だというふうにい  
ろんなところから伺っております。ただ、8年現場を見ておられて、あとまた3年、こ  
れが山口教育長になられた場合はもう3年されるわけですけど、もう一世代、若い教育  
長を選ばれるというお考えがなかったのでしょうか。お聞きかせください。

○議長（中瀬 信之）町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）これは、やはり特別の教育行政というのは、いろんな経験がいと  
思っています。それはなぜか、それは私が玉城町の歴史を知っておるつもりです。いま  
で、教育長さんが何人か替わられたという歴史がありますね。そういうことになります

と、やはり一貫した玉城町の一番大事な子ども達の教育行政がスムーズに進まない、というふうに思っていますから、いろんな幅広い分野で、学校現場だけでなく、一つの教育行政、そういうところで経験があつて、そして、学校の校長先生はじめ先生方との、意思疎通ができると、そういう方が非常に望ましいという考え方でございまして、やはり私の考え方といたしましては、もちろん優秀な方も若い人には、全体の考え方もあると思いますけど、今回こうして経験のある、しかもいろんな実績を上げていただいとる方が望ましいという考え方をもっております。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これで、提案者に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

（9時57分 休憩）

（休憩中 山口典郎教育長 入室）

（9時58分 再開）

○議長（中瀬 信之）再開します。

次に、候補者に所信表明を求めます。教育長 山口 典男君

○教育長候補者（山口 典郎）失礼します。今回地方教育行政の組織及び、運営に関する法律の一部改正は、みなさんご承知のように大津市のいじめ自殺事件から、教育長と首長との意思疎通の問題から発生しております。県や大きな市では、首長といわゆる首長ですけれども、首長と教育長が話し合うことが少ないかもわかりません。しかし、玉城町は、町長と教育長との、教育行政はもとより町政一般についても、話合うことが多々あります。ほとんど毎日、懇談の機会をもっているところであります。町長の教育に対する思いもしっかりと受け留め、教育行政に反映していくことが、大切でないかというふうに思っています。現在、教育委員会としては教育の課題として、学校教育においては、しっかり今学力を付けることが大切であり、そして人間性豊かな子ども達の成長を支えること、そして学校施設の充実と信頼される学校体制をつくることであるというふうに思っています。その点から、2期8年努めてまいりました。また、生涯教育の点からも先人の方々が、残された伝統文化を受け継ぎ継承し、町民のみな様が楽しく学べる場をつくることが大切ではないかというふうに思っています。そして、今までいろんなことにチャレンジもしてまいりました。今回、新しい体制になっても、先ほど述べさせていただきました課題解決に向けて玉城町の教育行政を更に発展させてほしいという町長からのお話もあり、微力ではありますが、前進させていただきたいというふうに思っております。ご理解を賜りますようによろしくお願ひします。

○議長（中瀬 信之）所信表明は終わりました。

これから、候補者に対する質疑を行います。

発言を許します。7番 井上容子君

○7番（井上 容子）教育長にお尋ねします。先ほど町長にもお尋ねしましたけども、長いこと教育長の務めをされてまして、かなり外からの評価が高いのは私も存じております。その評価の高い、実力のある教育長が後任を育てていくことも大切かと思えます。お若い、次の世代の教育長に対してどのように思っているか、お考えをお聞かせください。

○議長（中瀬 信之）山口典郎君

○教育長候補者（山口 典郎）玉城町の教育行政、今まで、町の職員から出されたこともあります。ただ、今、県下でもそういうふうな教育行政のいわゆるあたっていく教育長の中には、町の職員、あるいは、市の職員からかなり入ってみえる人もおります。ところが、学校の様子、或いは人事、さまざまなことにおいて、学校教育の関係にふれた方々が、やはりいろいろな教育行政をやっていく上で大事だということで、また戻って、いわゆる教育行政を学校関係の方々が占める割合がまた、最近、また富みに多くなってきてます。そういった点からやっぱり学校教育の広い立場にたって、やっていただける人を我々としても、つくりたいというふうに思っていますし、現在いろんなことで校長さん方、いわゆる職員と話し合いながらも。そういったいわゆる私が培ってきたものもノウハウとして提供しながら、お話し合いも進めておるところです。また、そういった方々が町長のお目がねに叶うようであれば、そういった人も救い上げていただきたい、後継にしていきたいなというふうに本当は思っております。

○議長（中瀬 信之）7番 井上容子君

○7番（井上 容子）もう1点お聞きします。学校教育現場を経験された方がやはり活躍されるというのは、私も理解できます。これから玉城町では、認定子ども園もできましたし、教育委員会のほうで幼児教育についてもいろいろ関わられる分野が増えるかと思いますが、その点に関してお聞かせください。

○議長（中瀬 信之）山口典郎君

○教育長候補者（山口 典郎）実はノーバディパーフェクトという話を教育委員会の方にかつて持ってきていただきました。いわゆる保護者の方々、お子さんをお育ての方々がいろいろと悩まれる、そういったところを玉城町としてはやっぱり今後いわゆる子育て、家庭のいわゆる子育ての面から、大事ではないかというふうに思っています。それを保育所にも先に転じてしていただいたわけですけども、小学校、あるいは中学校等、いわゆる子育てに悩まれるお父さん、お母さん方、保護者の方々がたくさん見えます。そういった点でのやっぱり幼い頃からの子育て、そして小学校、中学校の子育てのそういった一貫したいいわゆる子育ての・・・について今後はやはり検討しそして、施策として取り入れていくべきではないかというふうに思っています。それから、連携としまし

ては、今小学校のほうで英語教育が行なわれています。小学校英語につきましては、そのまま4つの小学校が今、完全に基礎を固めております。それをそのまま中学校へということで、カリキュラムのそういうふうな流れも作っていくということも大事なかなというふうに思っています。そういった点でのカリキュラムのいわゆる小中連携、あるいは保育所からの連携の形も視野に入れながら、今後は進めていく必要もあるかなと思っています。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上容子君

○7番（井上 容子）最後に障がい者教育につきましてお伺いいたします。文化的なことは教育長、歴史お得意でいらっしゃると思いますので、その点に関しましては、私にも心配するところはございますけど、スポーツに関してどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 山口典郎君

○教育長候補者（山口 典郎）今、リオでパラリンピックもされておるわけですけど、障がいの方々もやはりいろんな思い、やりたい思いというのは、非常に、運動、スポーツをしたいという思いもあります。そういった点で、町民体育祭のほうも参加していただいているところなんですけど、そういった点での今後はまた、幅を広げて、いろんな課題にも向き合っていかなければいけないかなというふうに思っています。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君

○13番（奥川 直人）山口現教育長につきましては、8年間、教育委員会の教育長として、大変ご苦勞をいただいたとこのように思っています。新任されたときも私も一般質問で山口教育長の方針はどうなんだという質問もさせてもらったことを思い出しますが、今回の所信表明を伺ったわけでありまして、引き続き3年間されるということでございまして、8年間ご活躍されてきて、玉城町の教育行政についてはしっかり把握されるところのような認識で、先ほど表明されました学校教育につきましては、学力とか人間性、信頼ができる学校づくりというふうなことを申されておりました。基本的にはこういうのは一般的な話で、これを8年間経験してきた中で玉城町の学校教育の学力、人間性、信頼できる学校、これを具体的にどうするのかということも3年間のなかでやってもらわないかということも今から考えますよではだめなんで、そういうことは従前、頭の中にやり残したと、8年間でやり残したんで、私はこうしたいというものをお持ちだとこのように思いますので、山口さんならではの具体的な考えをお聞きしたいというのが1点。もう1点は、我々は教育委員会の委員さんを当時は各地区で選ばせていただいていたまいりました。教育委員会の運営については、大変、教育委員さんはじめお世話になってきたわけでありまして、残念ながら教育委員さんでやめられた中でも、活動に情報が入ってこないとか、来とるだけとか、いろんな不満を申されておられる委員さんも私は何人かお会いをして話を聞いてまいりました。教育長として、何か気づかれた点とか、課題とかいうご認識はあるのか。この2点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之）山口典郎君

○教育長候補者（山口 典郎）教育長としてですね。1つですけども、今後の3つの課題を話させていただきました。これは、学校教育方針の現在の教育委員会の方向性の3つの柱です。それで、それを現実に私が8年間で、それを築き上げてまいりました。今後私どもとしては、今、大きな課題として考えられているのがやはり、学力を向上させるためには家庭の力というのが非常に大きいというふうなことも考えております。そういった点では、今後、家庭の教育の力というものをもう少し学校教育へ注ぎこめるような形の中で、力をつけていく必要もあるかな。家庭の教育力を上げるために啓発していく必要もあるかなというふうに思っています。それから後、最近の子どもたちの中で、やはり自尊心というものが非常に薄いところがあります。最近の子どもたちが褒められるということが少なくなって厳しく言われる、注意されるということのほうが多い中でやはり子ども達にしっかりした自尊心を持たせながら、自分たちはやっぱりしっかりかんばっていかないかんのやなという気持ちを子どもたちの中に植えつける必要があるんかなというふうに思っております。そういったところを中心にして今後、3つの柱を中心にしながらもそういった点に気をつけながら、教育行政を進めていきたいというふうに思っています。それから、教育委員会の他の教育委員さんとの関係ですけども、逆に言いますと私ども、はっきり言いまして、いろんなことが課題が学校現場、一人ひとりの子ども達が生きづいているわけですから、そういった点で毎日課題があります。毎日事件も起ります。毎日いろんなことが起こります。その中でやっぱりそれを見極めながら報告もしあっているところですし、玉城町の教育委員会は学校長と教育委員さんらが、一体となった、教育委員会運営をされています。他の市町で、それはありません。逆に言うと他の市町のほうが教育委員さんの情報がより少ないと思うんです。まだ知らなかったということのほうが多いと思います。玉城町のほうが情報を必ず月1回はしますし、大事なことについては報告もさせていただいておるところですので、そういった点での教育委員会の運営を気をつけてきたところでありますので、そういった点のご理解は賜りたいというふうに思っております。

○議長（中瀬 信之）13番 奥川直人君

○13番（奥川 直人）教育委員会の委員さん含め、活動は非常に大事だというふうに思っています。いろいろ全国で問題がでてるのはそういった情報漏れとかいうことで、教育委員さんをいかに活かすかというのが地方教育行政法の中に出てきておるわけであります。そんな中でよそのことはいいんですけども、玉城町としては、そういった課題が現実あるわけなんで、教育委員さんも含めて、なんかそういう情報、入らへんなということ。総合的に教育委員さんの総合力をいかに発揮するか、基本的には月1回なんですけども、問題があるときには月1回やなくても、そりゃ十分論議もせなだめだろうし、もう1つは教育委員さんたちが、やっぱり私たちが判断せないかんと、そういう場所づくりといいますか、そういうものを持っていただいて知恵を出し合ってやってい

ただくということでもあります。もう1点は、先ほど申されたように校長先生と学校と一緒にやっていることはいいことやおっしゃってます。私はそれは反対します。教育委員さんは教育委員でフリーで話できる、そして学校のこともこうだああと、議論もできる。そりゃ、校長先生と先生がいたらできないんですよ、本当は。だから教育委員さんの本来の姿というのは教育委員さんどうしでやっぱり話をして、この学校でこんな問題あったねと。じゃあ、先生に聞きましょう、調べましょうというのが本来の教育委員さんで、仲良しグループではだめだと。このように思っていますんで、そういった運営の仕方いいとおっしゃるとることにに対して私は反対なんで、今後、そういう面については考え直していただきたいと思います。もう1点は、先ほど町長もおっしゃってました保育所から中学校まで一連の教育含めてやっていくということでした、連携をとって。これは私、以前、各中学校の問題があったとき、山口教育長にも言ったはずなんですけど、そういうことは今大事だと言うたことが、実践されずにこれからやるということなんで、議員のいろんな意見もあります。できるできないもありますけども、そういったことは真摯に受け止めていただけるようなことをお願いをしたいなと、首ひねっておられますけども、私はそう申したんです。やっぱり中学校の問題になったというのであれば、それは小学校でもあつたらうと、もしかしたら保育所でもあるかわからんねと、であれば、そういった連携ある教育を今後どのように進められるのかをお聞きします。

○議長（中瀬 信之） 暫時休憩します。

(10時15分 休憩)

(10時16分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。山口典郎君

○教育長候補者（山口 典郎） 保育所との一体化、保育所は部局としては、町長部局のほうでありまして、教育委員会とは別なんですけど、やはり、問題起ったときの子どもたちのいろんな連携なんかも教育委員会と福祉との対話もケース会議等で行なわれおりますし、それから、最近、小学校のほうからも保育所に行ったり、逆に保育所から小学校に行ったりということで、かなり交流がされてきております。私どもそれから、今、先ほど言わしていただいたように、これから課題やというのが、カリキュラムを一体化するというのも大事だというふうに思っております。小学校と中学校のカリキュラムはいろいろと出来上がってきました。県の事業もいただいたりしながらも、カリキュラムを作ったわけなんですけど、保育所との連携も視野に入れながら、今後は考えていきたいなというふうに思っています。それから、教育委員さんとの話し合いですけど、実はいわゆる校長さん方は学校の情報をお話して、その後で、教育委員さんだけ集まっていたくということも多々ありますので、そういった点での別に教育委員さんが校長さんらが見えるために話づらいという点は、別な部屋で話させていただいておりますので、そういった点での問題点は少ないのかなというふうに私どもとしては考えていますけども、奥川議員がそういった、お話をどっかから聞くということであれば、今後、考え



ていきたいなと思います。ただ、今後、教育委員会制度が少し変わりますので、教育委員さんらはチェックする側という形になってきます。そういった点での今後検討も考え、運営の中でどういうふうにやっていくかということも今後考えていく必要があるのかなというふうに思っています。ありがとうございました。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。8番 北川雅紀君

○8番（北川 雅紀）一点だけ政策のことで、全国学力テストについてです。例えば土曜授業、僕はやったほうが良いと思っています。実際、教育委員会がやるという判断をしています。それは良いです。理科授業や英語授業のことを重点的にやって、いろんな特別な授業をやるとう教育委員会は判断しています。僕はそれとは違う考えなんですけど、それは、教育委員会のほうが決めます。それは強要されている範囲の中で、議会とか教育委員会とか首長、行政側、教育委員会は独立した機関ですので、その3つが、行政、教育委員会、議会が話しあって、政策の中身について詰めていって、そして結果的に教育委員会が判断しているということは理解できます。そういうことがいろいろあって結果やその他は受け容れないといけないと思いますけど、1個だけ、僕、どうしても議員になって6年半たつんですけど、全国学力テストの公表の仕方についてだけ、許容されてる範囲、つまりやっていいとこ、権限の中でやっていいことの範囲を逸脱してるなど僕は思うんです。それを言いますと玉城町は公表しないとしたんですね。全国学力テストの結果を。今、全国で2年前の調査ですけど、60パーセントのところ公表しています。それはいいんです。僕は公表したほうが良いと思いますけど、学力テストの結果は、でも、公表しないという結果に教育委員会が至ってもいいと思うんです。いろんなところに、町長や教育長が公表しないと教育委員会が決めているにもかかわらず、いいときだけ、こういう結果や、例えばぼくが聞いたんですね、三重県1位やということを講演とか卒業式で聞いたことありますし、全国トップの福井と同レベルぐらいとそういうの聞いたことがあります。それは議会で指摘したんです。1、2年前くらいに、僕も指摘しましたし、他の議員も指摘しました。その時教育長が言ったのはですね、いいことしたら、褒めるのは当たり前やないかと言ったんですね。それは理論として成り立ってないと思っていて、普通多分、全国こんなスタンスでいる自治体1個も無いと思うんです。それはしたらあかんことやから。そういうときは、そういうことを行政がぽろっと言ってしまったら、教育委員会が注意をすとか、やめてください、ということもあると思いますし、教育委員会がぽろっとそういうことといえば、行政が注意したりやめてということになって無くなっていくものやと思うんです。でも今の状態でいくと、お二人とも行政側も教育委員会側もそういうスタンスでいいということですね。住民感覚で言えば、いい事を言われて嬉しいかもしれませんが、民主主義の根幹的な部分で権力者が、自分の都合のいい情報だけというのはすごい恐ろしいことなんですよ。そういう状態に今なっていると思うんです。正しいことを言って、正しい認識をしてもらうということが大切な中で情報を持つとる側がいい時だけ言うというのは法律で禁止されている部

分もありますけど、当然分別で解決されていくもんやと思って、指摘しても直らないということ、ここだけどうしても納得いなくて、今の考え、そして今後はどうされていくのかということをお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 山口典郎君

○教育長候補者（山口 典郎） 公表問題につきましては、得点は公表しておりませんが、いわゆる内容的なものについては公表しております。県がまとめた学力調査の公表のするところがあるんですけど、そのところへ各学校のそれぞれの国語とか数学、算数のこの分野が弱かった強かった、このところが全国平均より低かったというようなことの書き込みはさせていただいています。ただ、大きくのまとめでの得点というのは公表はしておりませんが、そういった点での公表は各学校が作られたものについて、教育委員会としてまとめて公表しておりますので、まったく公表していないということではありません。県のほうの全体の中では、今すべて公表しとるわけやなしに、一部公表されているところもあります。私どもとしては、やはり根本としては学力調査を指導に活かすということが一番最初に作られたときにそういうふうな形で文科省が指導に活かすためのテストなんやということで進められてきたんです。ところが大阪とかいろんなところからポンポンポンと得点が話がされるようになって、今はなんか得点だけが先に歩いていく時代になってきているんかなと思います。本来ならば、保護者の方々はそれぞれの自分とこのお子様方の得点、全国の得点、三重県の得点というふうなものもすべて自分とこの得点表がありますので、お子さまに渡して、保護者の方も自分とこの子どもがどのところにいるかということはいたい分かってもらえます。そういった点では、得点もそういうふうな点で、位置関係が分かるという点では学校全体をあるいは町全体をそういうふうな得点の表示をすることがどうかということはいども考えたあげく、やはり原点に戻って指導にいかすということに追求する中で次の指導に活かす、あるいは教育行政、理科の実験の先生方を入れるようにしたのもその結果です。そういった点での指導に活かすということをお本文としていく必要があるんかなというふうに思います。ただ、最近、これからになってくると思います。今、文科省、それから県教委のほうもこの得点主義というのか、得点の公表でワークをすることで今、課題が出てきている。そして問題も出てきていることで、今、一考しようという動きがあります。例えば、まだ、公表はされていませんけども、例えばですね、ピサの調査があります。ピサの調査はいわゆる得点をするのやありません。例えば日本の国はAグループに入りました、Bグループには入りました、Cグループには入りました、という位置付けです。得点やなしにあなたとこはよくやりましたグループですよという言い方をされることになっています。そういった点で今後、文科省がそういうふうな得点だけがひとり歩きすることについて、気にしてみえるということは確かですので、そういった公表の仕方を変えていく方向性が出てくるのかというふうに思っています。私どもとしては、できるだけ基本の文科省が一番基本に言われたような形で自分とことしては、やはり指導に

活かすということを原則としていきたいなあと思っておりますので、そういった点でのこれから町長の前のお話は、おやじさんが良く出来た子ども達によくやったねということのお話から、させていただいたということですので、そういった点で、何点でというふうな形で言っているわけではありません。得点を特に公表しているわけではないと思いますので、よくやったご褒美としてお話をしたということだと思っておりますので、その点、子どもはそういうふうな認識をさせていただきました。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川雅紀君

○8番（北川 雅紀） 僕の説明がちょっと分かりづらかったかもしれないですが、議論していることは得点を公表したほうがよいかどうか、という話ではなしに、情報の出し方ということ議論しているわけです。議論と言うか質問しているわけです。結果的にテストがあって、この子はここが弱い、こういうところ正解率が高い低いということは本人に告げられますよね、親も見れますよね、でも、得点はわからないと。それは公表するしにかかわらず全国でやられていることやと。教育委員会はそういう玉城町はこういうところは正解率はどうだった、こういう傾向がある、こういうのは弱いというのは、勿論それは教育委員会の中も資料に反映させやないかんで、それはまあ公にするもんやと思うんですね。でも、順位とか、例えばどれぐらいの位置におったかということは公表していないということですよ。そういった中で、ふわっとした言い方というのはとても良くないと思うんです。教育長や町長が小学校は優秀やといたかて、じゃあどこの小学校なんやて知りたいですし、中学校はどうなんやて知りたいですよ、普通に。それはデータとして反映して、過去から見ていかないかんで、そういうのを公にしていくというからには大切なわけですよ。正確な情報が。そういうことは出さないって決めているのに、いい事だけ言って、大衆というか住民が「あっそうか、いいんや」と思って取り組まない。いいときも悪いときも事前にやる前に公表すると決めて、いい事も悪い事も言って、悪いときも別に教育委員会が努力せないかんことですが、結果としてはしょうがない。そういうのを見て保護者とかも「塾行かそ」とか、ボランティアの人からも「そういう状態なんや、学習ボランティアしよか」とか、そう思うわけですよ。だから、得点を公表するかどうかということを質問しているのではなくて、その体質とかスタンス、情報の出し方ということについて、多分これを指摘して、たぶんこんなスタンス全国で1個もないと思いますよ。学力テストがある前に公表するか、公表しないか決めて、結果がどんなことであれ公表する、公表しないと決めたら結果がどんな結果であれ言わないというのが普通やと思います。常識、当たり前、それがやられてないのが腑に落ちないと言うか、それだけ6年半見ていて思うので、もう1回だけ質問します。こういうことを指摘して、行政と教育委員会が直してこうしていないんで、もう議会が言うしかないわけです。こういうことを受けて要はこういうことを汲んでいくかどうかということが見たいんで、どうでしょうかね答弁としては、今までどおり結果は公表しないという基本のもと、いいときだけ言っていくというスタンスでやってい

くんですかね。

○議長（中瀬 信之）山口典郎君

○教育長候補者（山口 典郎）結果は公表しないのではなしに得点のことだけを公表しないということだけです。得点については私どもとしてはやっぱり一貫して、教育委員会としての公表はそういった点でのホームページ等に入れるだけのことでの公表となります。ただ、私どもとしては、そういうことをぼっと漏らしてしまったというのは、うかつであればうかつであると思いますけども、そういった点での喜ばしいことについてのお話がされて、そういうふうなことになったのではないかというふうに思っておりますので、これを敢えて打ち消すとか、そういうことやなしにやっぱり認められた子どもたちにとっては、やっぱり子どもたちにとっては嬉しいことかなと思います。時々によってと言うのを言われるんやと思いますけど、教育委員会としては公表の基準は示させていただいておるところですのでご理解を賜りたいというふうに思っています。

○議長（中瀬 信之）8番 北川雅紀君

○8番（北川 雅紀）言わんとすることはわかりますけど、その褒めるというようなことよりも、行政というか民主主義というか、権力を持っている側が大切にしないかんことを言っているわけです。1点だけ、先ほどの補足で、僕は全部公表したほうがいいと思っていますけど、教育委員会は決めていると、内容に関しては報告する、弱いところ強いところとか、正解率とかそういうのは公表すると決めています。それはそれでいいんです。それを逸脱した行為があったときは自省したり注意してくださいね。他の組織に。それだけ最後にどうですか。

○議長（中瀬 信之）山口典郎君

○教育長候補者（山口 典郎）私どもが注意をするどうこうという話ではないと思います。私どもとしては、得点をたとえばこうなんやと正式なホームページとかに載せるのであれば、我々、抗議をする必要があるかと思えます。ただ、いろんな話の中で、ぼっと出たということについては私ども、それについての抗議という対象としては考えておりません。

○議長（中瀬 信之）竹内正毅君

○3番（竹内 正毅）これはとっぴおしな話になるかわかりませんが、いろいろ今答弁している中で気になったことは、成績の優秀なことはよろしいわね、落ちこぼれ、失礼なこと言って悪いんですけど、低い人の底上げを考えているのかどうか。ちょっとお聞きしたい。教育長の範囲なんかどうか分かりませんが。

○議長（中瀬 信之）山口典郎君

○教育長候補者（山口 典郎）底上げをいろいろ考えて、例えば、田丸小学校のように習熟度を使って理解が遅いお子さん方についてはできるだけ丁寧に教えて、よくがんばる子は、また別な問題をさせるということで、底上げはさせていただいておるところです。そういうふうな形から結果が出てきておりますので、いわゆる子どもたちの底上げ、そ

れは各学校ともされておるところですので、その点をご心配ないかと思っています。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君

○3番（竹内 正毅） 私、永平寺町へ聞きにいったときに、平均点以下の子どもに対しては放課後、その人らを集めて、先生ら一生懸命教えておるという話を聞いたんですけど、玉城町はどういうふうにやっておるのかお聞きをしたいのですが。

○議長（中瀬 信之） 山口典郎君

○教育長候補者（山口 典郎） 夏休みとかそんなときにすべてやっております、すべての学校で。今年も10日間ぐらいずっとやっておりました。

○議長（中瀬 信之） 暫時休憩します。

(10時35分 休憩)

(10時39分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。他にありませんか。

6番 小林 豊君

○6番（小林 豊） 現社会人は自己主張が強い上、周りが見えない人間が増えてきたと思うんですね、後先を考えずの言動や行動で、知らず知らずのうちに人を傷つけたり、問題、課題を大きくしてしまったり、そういうことが多々見受けられるようになってきたと思います。思いやり、人の痛みがわかる人間、こういったことを教育の中でも実践していただきたいと思うんですが、その点についてなにかお考えあるかお願いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 山口典郎君

○教育長候補者（山口 典郎） 確かに小林議員が仰せのように、今、犯罪なんかでも非常に惨忍な子ども達が増えてきております。16歳のあちこちで起っている事件についても、歯止めが利かない状態になっています。人の気持ち、それから人の痛みをわかっていないというふうなところがあります。実は玉城町は3年くらい前から、特色ある学校づくりをさせていただいております。各学校に全校道徳とかいうふうな心の先ほどの2番目の人間性豊かな子どもをつくるということで、やはり、子どもたちに対してそういうふうな色々な障害の持ってみえる方を呼んでお話を聞いたり、被災された方々の話、それからさまざまな、話を人とのふれあいの中で、子どもたちはいろんな豊かな心を学んでいるのかなというふうに思います。これが年間10万円の予算なんですけど、各学校がそういったいろんな形の中で、使ってもらいながら、人間性豊かな心を育てていただき、ああいうふうな心無き犯罪のように発展していかないように我々としても努めていかなければいけないなあというふうに思っています。今後そういった点を中心にも学校教育を進めていきたいなと思っています。

○議長（中瀬 信之） 6番 小林 豊君

○6番（小林 豊） 学力はもちろんのことなんです。やはり人間としてということがすごく大事やとも思うんで、今後ともそういう事とも教育の場で実践していただきたいで

す。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。9番 北 守君

○9番（北 守）いろいろと教育長さんの所信をお伺いさせていただきました。今回は一番最初に言っていたように大津市の自殺問題から始まって、この国を動かすいわゆる教育行政の組織および運営に関する法律の改正ということで新教育長を選ぶという、こういう今回は新しい任命ということになるわけなんですけど、教育長の所信表明の中で若干残念やなと思ったことが1つあります。実は教育長さんは個性的で非常にいろんな方からもご質問もあったわけなんですけど、純真な方やと思うんですけど、まっ、その意味で、例えばいじめの問題について、所信表明の中で欠落していたんではないかと、一番大きな課題であるこの問題について、今も前任者の答弁でよく分かったんですけども、そういう点が1点あったということと、それから長いことお勤めですけど経験ということから、中学校のああいう痛ましいこともすぐに対処していただいた。これはなかなか行政のものでもスピーディにやっていく、いわゆる任していく、そういう力というのはさすが教育長さんかなというふうに思ったわけなんですけど、ここでですね、1つ、いじめに対してのもう一度お考えをひとつ聞きたいんと、それから総合教育会議というものを教育長さんはどのように考えておられるのか、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之）山口典郎君

○教育長候補者（山口 典郎）いじめに関しては、欠落しているというのではなしに、人間性豊かな子どもたちの成長をささえること、これの中に入れておるというふうい思います。もちろん今回の議会の中で北川議員が質問されたことのなかに、いじめ対策をずっと、とっとるということも終始話させていただいたところですので、そういった点での細かい点についての指摘はありませんけども人間性豊かな子どもたちを育てたいという思いの中にそれは入れさせてもらっているつもりですので、よろしく申し上げます。それから、総合教育会議につきましては、私ども昨年度からさせていただいておりますけど、日々町長との話も毎日しておりますので、そういった点では、別に必要ないかなというふうには思います。ただ、公の場でそういうふうな総合教育会議の場をもってみなさんの意見も聞きながらやっていくという必要性もあると思いますので、それはそれなりの意義はあるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（中瀬 信之）9番 北 守君

○9番（北 守）町長と意思疎通は欠かせないということで、これは行政と教育委員会が両輪となって今動いていただいておりますということなんですけど、この法の趣旨からいきますとやっぱり総合教育会議というのは先日も問題があったというふうなことで、大きく取り上げるか取り上げやんかは別にしましても、そういうふうな問題をやっぱり常時、これは会議録は残る会議ですので、やっぱり教育長としても、また町長としても、会議

のほうを開いてやっていっていただきたいとこういうふうに思いますので、よろしくお  
願いします。

○議長（中瀬 信之） 暫時休憩します。

(10 時 46 分 休憩)

(10 時 47 分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。他にありませんか。

質疑なしと認めます。

(「議事進行」の声あり)

「質疑なし」と認めます。

これで、候補者に対する質疑を終わります。

山口典郎候補者の退出をお願いします。

(山口典郎候補者 退出)

お諮りします。本案については、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

これから、議案第 72 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて  
を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立同数 6 対 6)

起立による表決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本件に対して採決し  
ます。

議案第 72 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、否決  
と採決します。

暫時休憩します。

審議の途中ですが、10 分間休憩とします。

(10 時 50 分 休憩)

(休憩中 山口典男教育長 入室)

(11 時 02 分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

次に、日程第 23 選挙第 1 号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議  
題にします。

これより、選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩します。

(選挙管理委員名簿を配布)

再開します。

選挙管理委員会委員に中村光伸さん、谷口恵津子さん、中西久生さん、北岡妙子さんを、同補充員に中野典保さん、松本敬子さん、大西敦子さん、飯嶋正行さんを指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました中村光伸さん、谷口恵津子さん、中西久生さん、北岡妙子さんを選挙管理委員会委員の当選人、また、中野典保さん、松本敬子さん、大西敦子さん、飯嶋正行さんを同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま、指名しました中村光伸さん、谷口恵津子さん、中西久生さん、北岡妙子さんが選挙管理委員会委員に、また、中野典保さん、松本敬子さん、大西敦子さん、飯嶋正行さんが同補充員に当選されました。

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第 24「請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」ないし 日程第 27 「請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願」を一括議題にします。

ただちに、紹介議員 小林 豊君の趣旨説明を求めます。6 番 小林豊君

○6 番(小林 豊) ただ今、議長から一括上程された請願につきまして、趣旨説明を求められましたので請願ごとに趣旨説明をさせていただきますが、議員各位にご理解いただきたいのは、この 4 請願は直接、教育現場に携わる学校長、教職員、児童生徒の保



護者で組織されるPTAから提出されたものであります。また、内容につきましても、昨年提出された請願と同内容であるということをお含みいただきたいと思います。

それでは「請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書」から説明させていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」、「教育水準の維持向上」を保障するため確立された制度です。

しかしながら、国と地方の役割分担、財政状況等をふまえて、教材費や旅費などが一般財源化されました。教職員給与費についても、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。そのような中、義務教育に関わる公的支出に、各自治体間での差異が生じています。その時々々の地方財政状況に影響されることのないよう本制度が存続、充実され必要な財源が確保されるよう求める趣旨であります。

次に、「請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書」の趣旨説明をさせていただきます。

現在、三重県では法改正もあり、小学校1年生の30人学級、中学校1年生の35人学級が実施されています。しかしその他の学年は40人学級が基本となっています。教育の諸課題に対応子どもたち一人ひとりに向き合うためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善によって、安定的な教職員の基礎定数の確保が必要です。また、教育予算を拡充し、教育条件の整備を進めていくことが、教育課題の解決を図り、子どもたち一人ひとりを大切に、子どもたちの豊かな学びを保障することにつながるの趣旨であります。

続いて「請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書」の趣旨説明をさせていただきます。

厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えます。

全国で16.3%、6人に1人の子どもが貧困状態にあり、三重県においても8.6人に1人の子どもが就学援助を受けています。子どもたちに寄りそう教育や、一人ひとりの人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっています。今後、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置拡充等、国による支援策が必要です。

高等学校段階においては、三重県内においては高校生等奨学給付金制度が導入されているものの修学年限を超えて在籍する生徒には適用されない等の課題があります。高等教育段階における貸与型奨学金は、卒業後にその返還が大きな負担となり、給付型奨学金の創設が望まれています。高等学校等就学支援金制度の充実、奨学金制度の改善等の支援策が必要であり、家庭での経済格差を教育の格差につなげないよう、制度・施策のよりいっそうの充実が求める趣旨であります。

最後に、「請願第4号 防災対策の充実を求める請願書」の趣旨説明をさせていただきます。

巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実についてであります。学校構造部材の耐震化、屋内運動場、いわゆる体育館の天井等の落下防止対策は着実に進められ、当町においてはすべて完了しています。しかしながら、県内小中学校・県立学校では完了に至らないのが現実であります。また、当町もそうですが、公立学校が避難所指定を受けていますが、多目的トイレ、自家発電設備等の設置、貯水槽、プール浄化装置等の設置はまだ不十分です。併せて避難所となっている学校において、どのような初期対応が必要か、教職員が避難所運営にどうかかわるか等の議論がなされていないのが現状です。学校、家庭、地域が連携した巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直し、充実が必要不可欠であります。

以上が請願趣旨であります。

議員各位におかれましては請願内容を十分にご理解いただきご賛同願いますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これから、請願ごとに質疑を行います。

まず、「請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」について質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終ります。

これより、採決します。

「請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」を採択することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、「請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」は採択することに、決定しました。

次に、「請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」

について質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

「質疑なし」と認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決します。

「請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」を採択することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、「請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」は採択することに、決定しました。

次に、「請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」について質疑を行います。

発言を許します。7番 井上容子君

○7番(井上 容子) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書についてでございますが、子どもの貧困に関しまして、いろいろ意見が世の中では出ております。子どもの貧困のレベルに関しまして、どの程度が貧困なのかという意見も数々聞かれます。こちらの貧困対策の充実ということに関しまして、どの程度の貧困に関しての意見を出されるかお聞かせ下さい。

○議長(中瀬 信之) 6番 小林 豊君

○6番(小林 豊) どの程度の貧困というご質問なんですけど、私もきちっとは調べてないんですが、それこそ前年度による保護者の所得等々を加味したもので、基準はあるかと思えます。

○議長(中瀬 信之) 7番 井上容子君

○7番(井上 容子) こちらの請願の理由に関しまして、拝見しておりますと、クラブ活動の経費などの保護者の負担も大きくとありますし、この内容は3年間で、卒業することが前提に書かれているように思います。以前からありますような夜間高等教育や単位制の高等学校は三重県にはございます。通信制もございますね。そういった選択肢をふまえての請願なのでしょうか。

○議長（中瀬 信之）6番 小林 豊君

○6番（小林 豊）その件につきましては、請願理由の中にも折り込んであると思うんですけど、高等教育という文言もあると思うので、義務教育からはずれた義務教育以上のことをすべてについてという理解の上、私はおります。

○議長（中瀬 信之）7番 井上容子君

○7番（井上 容子）高等学校以上の件につきましても、6月の私の一般質問でもさせていただきましたように、2年間で3年間の学費で卒業する制度などいろいろございますし、あと、こちらの請願は教育者の方から出された請願だと認識させていただきました、昨今の風潮で、労働に関することが勉強に関することよりも軽視されているように私は思われます。その点、いかがお考えか聞かせください。

○議長（中瀬 信之）6番 小林 豊君

○6番（小林 豊）冒頭にも説明しましたが、保護者で形成されているPTAからの請願でもあります。その点も十分ご理解いただきたいと思います。もう一度質問内容のほうをお願いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之）7番 井上容子君

○7番（井上 容子）学問よりも労働を軽視されているような風潮といたしますか、進学することが尊いことであって、働くことは進学できやん子がすることやという風潮があるように私は認識しております。その点お聞かせください。

○議長（中瀬 信之）6番 小林 豊君

○6番（小林 豊）ひとそれぞれお考えはあると思いますが、私は決してそうではないと思っています。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決します。

「請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」を採択することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

「挙手多数」です。

したがって、「請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の

拡充を求める請願」は採択することに、決定しました。

次に、「請願第4号 防災対策の充実を求める請願」について質疑を行います。  
発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

「質疑なし」と認めます。

以上で、質疑を終わります。  
これより、討論を行います。

(「議事進行」の声あり)

討論はありませんか。

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決します。

「請願第4号 防災対策の充実を求める請願」を採択することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です

したがって、「請願第4号 防災対策の充実を求める請願」は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

(11時21分 休憩)

(4日目の追加議案、意見書の配布)

(11時22分 休憩)

○議長(中瀬 信之)再開します。

これから、「日程第4号の追加日程」意見書等発議の審議を行います。

ただいま、「発議第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について」ないし「発議第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、発議第4号ないし発議7号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、発議第4号ないし、発議第7号を日程第28ないし日程第31に追加し、議題とすることに、決定しました。

お諮りします。

発議第4号ないし発議第7号については、趣旨説明、質疑を省略したいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

したがって、趣旨説明、質疑を省略することに決定しました。

これから、発議第4号ないし発議第7号について意見書ごとに討論、採決を行います。

まず「発議第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決します。

「発議第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について」原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、「発議第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について」は原案のとおり可決されました。

次に、「発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決します。

「発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について」原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、「発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について」は原案のとおり可決されました。

次に、「発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決します。

「発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について」原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

「挙手多数」です

したがって、「発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について」は原案のとおり可決されました。

次に、「発議第7号 防災対策の充実を求める意見書について」討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決します。

「発議第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出について」原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です

したがって、「発議第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出について」は原案のとおり可決されました。

ただ今、可決されました意見書は、後日関係方面へ提出しますのでご了承願います。

次に、日程第32 発議第8号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。  
議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これをもって、今期定例会に付議されました案件の審査は全部終わりました。  
したがって、平成 28 年第 3 回玉城町議会定例会を閉会したいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて、平成 28 年第 3 回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長挨拶をお願いします。町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 閉会にあたり挨拶申し上げます。

会期中の議員のみな様方の貴重なご意見、今後の町政運営の参考にしていきたいと考えております。また、可決の補正予算については、早期に着手していきたくこんなふうに考えております。総務省が発表しましたベスト 11 の中の玉城町に選ばれてはおりますものの、やはり将来人口減少に対応する少子化、高齢化対策に一層力を入れていく必要があるとこんなふうに思っています。

10 月の 8 日、ちょうど町民体育祭の日と重なりますけど、三重県知事も玉城町にお越になって、「里親、家庭のあり方というテーマで三重県主催の行事シンポジウムが福祉会館でお昼から開催をされる。そして 10 月 14 日には認知症サミットイン三重が津で開催されます。このときにも玉城町の「協(かなう)」をはじめとする認知症にサポートさくらのみなさんの活動と玉城の取組みを三重県のそうした認知症サミットインの大会で発表いただくということになっておりますし、更に 10 月 17 日でございますけど、これも日本看護学会のほうで玉城町が始めてますところの「玉城版ネウボラ」、このことを全国大会で発表していただくということでございます。多くの皆さんのご協力のおかげで玉城モデルを県内外のみなさん方にご覧いただいたり、お聞きをいただくということになっております。大変重要なこれからの施策だと考えておりますので、引き続きご理解ご支援をいただきますようお願い申し上げます。閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○議長(中瀬 信之) 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。去る 9 月 7 日から本日まで 9 日間の開催でありました。今回定例会においては決算はじめ、多くの議案が提案をされ、議員各位におかれましては多く議論していただいた、ありがとうございます。これから大変、陽気のいい季節になり、各地ではいろんな催し物が開催をされると思います。各議員におかれましては体に留意をされて、いろんな活動をしていただきたいなというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。これで閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(11 時 31 分 閉会)